

公立大学法人埼玉県立大学単身赴任手当に関する規程

平成22年4月1日

規 程 第 4 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人埼玉県立大学職員の給与に関する規則（平成22年規則第27号。以下「規則」という。）に基づき、単身赴任手当の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第2条 規則第15条第1項及び第3項の公立大学法人埼玉県立大学単身赴任手当に関する規程（以下「単身赴任規程」という。）に定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- 三 配偶者が引き続き就業すること。
- 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

(通勤困難の基準)

第3条 規則第15条第1項本文及びただし書並びに第3項の単身赴任手当に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
- 二 理事長の定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第4条 規則第15条第2項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さについて、理事長の定めるところにより行うものとする。

2 規則第15条第2項の別に定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 100キロメートル以上300キロメートル未満 6,000円
- 二 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万2,000円
- 三 500キロメートル以上700キロメートル未満 1万8,000円
- 四 700キロメートル以上900キロメートル未満 2万4,000円
- 五 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 3万円
- 六 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 3万5,000円
- 七 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 4万円
- 八 1,500キロメートル以上 4万5,000円

(法人の範囲)

第5条 規則第15条第3項の単身赴任規程に定める法人その他の団体は、次に掲げる法人及び団体とする。

- 一 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社
- 二 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に規定する地方道路公社
- 三 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に規定する土地開発公社
- 四 沖縄振興開発金融公庫
- 五 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人
- 六 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（埼玉県人事委員会規則17号の4）別表第1から別表第4までに掲げる派遣先団体又は特定法人（公立大学法人埼玉県立大学を除く。）（権衡職員の範囲等）

第6条 規則第15条第3項の単身赴任規程に定めるやむを得ない事情は、第2条に規定するやむを得ない事情とする。

2 規則第15条第3項の同条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任規程に定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められる職員以外の職員で当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情に準じて理事長の定める事情（以下単に「理事長の定める事情」という。）により、同居していた満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子と別居することとなった職員（配偶者のない職員に限る。）で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

三 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は勤務地の移転の直前に同居していた配偶者（配偶者のない職員にあつては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子。以下「配偶者等」という。）と別居することとなった職員（当該別居が当該異動又は勤務地の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務地に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、単身で生活することを常況とする職員

四 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情（配偶者のない職員にあつては、理事長の定める事情）により、同居していた配偶者等と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務地の移転の直前の住居から当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該異動又は勤務地の移転の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転せざるを得ないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

五 勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い、住居を移転した後、理事長の定める特別の事情により、当該異動又は勤務地の移転の直前に同居していた配偶者等と別居するこ

ととなった職員（当該別居が当該異動又は勤務地の移転の日から起算して3年以内に生じた職員に限る。）で、当該別居の直後の配偶者等の住居から当該別居の直後に在勤する勤務地に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもの（当該別居の直後に在勤する勤務地における職務の遂行上住居を移転して配偶者等と同居することができないと理事長が認めるものを含む。）のうち、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子のみと同居して生活することを常況とする職員

六 前各号の規定中「勤務地を異にする異動又は在勤する勤務地の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い」と、「第2条」とあるのを「前項」と、「異動又は勤務地の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

七 その他規則第15条第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長の定める職員
（支給の調整）

第7条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。
（届出）

第8条 新たに規則第15条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の単身赴任届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長（その委任を受けた者を含む。以下同じ。）に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、配偶者等との別居の状況等を認定することができる場合として理事長が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。
（確認及び決定）

第9条 理事長は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が規則第15条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 理事長は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を単身赴任手当認定簿に記載するものとする。
（支給の始期及び終期）

第10条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに規則第15条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日（理事長が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で理事長が定める日）の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第8条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第 1 1 条 理事長は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が規則第 1 5 条第 1 項又は第 3 項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

2 理事長は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(支給の方法)

第 1 2 条 単身赴任手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料の支給定日までに単身赴任手当に係る事実が確認できない場合等で、その日において支給することができないときは、その日後において支給することができるものとする。

(その他)

第 1 3 条 この規程に定めるもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の規程第 6 条第 2 項第 6 号の規定は、この規程の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。